

## 訂正とお詫び

【本試験モデル答練】のご受講をありがとうございます。

さて、解説の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。  
誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しく  
お願い致します。

### 【実力養成 第4回（択一4・不登法）】

頁数	場所	誤	正
問題 13	第13問 ウ 右記の とおり 訂正	ウ 抵当権者がその権利の目的である不動産の所有権を取得し、所有権移転の登記をした後に死亡した場合において、混同を登記原因とする抵当権の抹消登記は、相続人の1人から申請することができず、相続人全員が登記義務者となる。	
解説 13		ウ 正しい。混同により抵当権が消滅した後、抹消登記を申請する前に、その者が死亡した場合において、混同を登記原因とする抵当権の抹消登記は、相続人の1人から申請することができず、 <b>相続人全員</b> が登記義務者となる（登記研究814号）。	